

令和3年度 高校生等奨学給付金（家計急変支援）のご案内

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響で保護者が失職するなど、家計急変により収入が減少し、低所得となった世帯に対する支援制度が設けられました。
- ・授業料以外の教育費負担を軽減することを目的とした、返還不要の給付制度です。
- ・給付金は年1回給付されます。通常分の高校生等奨学給付金と両方の申請はできません。
- ・授業料の納付が不要となる高等学校等就学支援金とは別に、申請手続きが必要です。

申請資格のある方（以下のすべてにあてはまる方）

- ・申請日現在、保護者等が兵庫県内に在住している
- ・平成26年度以降に入学した生徒が、申請日現在在学し、年度末までの休学をしていない
- ・在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回（定時制・通信制課程の場合は4回）以上給付されていない（過去に在学した学校における給付回数も含む）
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ・申請日現在、生活保護（生業扶助）を受給していない
- ・令和3年度の保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯でない

収入基準

家計急変による経済的理由から、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

（提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を推計します）

2人世帯	2,044,000円未満 寡婦（夫）の場合	5人世帯	3,214,286円未満
3人世帯	2,214,286円未満	6人世帯	3,700,000円未満
4人世帯	2,714,286円未満	7人世帯	4,137,500円未満

※控除対象配偶者を含む保護者等全員の収入見込額を合計します。

※退職金、雇用保険の基本手当（求職者給付）は、収入見込額に含めません。

※この場合の収入とは、会社員等の場合は給与収入、自営業の場合は収入額から必要経費を差し引いた所得金額を言います。

給付額（1人あたり年額・年1回のみ）

- ・7月1日以前に家計が急変し、8月27日までに書類提出した場合

	全日制・定時制	通信制・専攻科
非課税世帯（第1子）	110,100円	48,500円
非課税世帯（第2子）	141,700円	

- ・7月2日以降に家計が急変し申請した場合、及び8月27日以降に書類提出した場合
申請した月の翌月（申請日が月の初日の場合は申請した月）以降の月数に応じた額

【例】9月2日に申請した場合（全日制・第1子）

110,100円×6月（10～3月）／12月=55,050円

申請時期・方法

7月1日以前に家計急変が発生した場合 令和3年8月27日（金）

7月2日以降に家計急変が発生した場合 令和4年2月28日（月）※

※給付額は、原則、申請書の提出のあった日の属する月の翌月（申請書の提出のあった日が月の初日である場合は、申請書の提出のあった月）以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請書を提出してください。

期限を厳守してください。新型コロナウイルス感染症等の影響により書類提出が遅れる場合は、ご相談ください。

注意事項

家計急変に該当しない離職（定年退職）や、明らかな家計急変事由や収入減少が確認できない場合は、給付の対象とはなりません。

問合せ先

兵庫県教育委員会事務局 財務課 学校経理・整備班 078-341-7711（内線5636）

高校生等奨学給付金の申請手続きについて

家計急変分・県外学校

【提出書類】 ○は必ず提出、△は該当する場合のみ提出してください
申請用紙は、兵庫県教育委員会事務局財務課のホームページから取得してください

書類区分	申請区分				備考
	非課税世帯				
	全日制・定時制 第1号	第2号	通信制	専攻科	
1 高校生等奨学給付金 受給申請書	○ (様式1-2)	○ (様式1-2)	○ (様式1-2)	○ (様式1-4)	表裏両面あります 消せない筆記具で記入してください
2 令和3年度 課税・非課税証明書	○	○	○	○	・6月中旬頃以降市区町村で発行されます ・令和3年度「特別徴収税額決定・変更通知書」又は「納税通知書」で代用可 ・「高等学校等奨学支援金」の申請で使用した証明書のコピー可 ・保護者等全員分（控除対象配偶者も含む）が必要です
3 家計急変についての申立書	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	○ (様式12)	・継続票や解雇通知書、廃業等届出などを添付してください。
4 家計急変事由や収入状況の確認書類	○	○	○	○	・保護者等全員分の収入状況確認書類が必要です
5 世帯全員の健康保険証の写し	○	○	○	○	・健康保険証の被保険者番号・記号部分をマスキングしてください
6 兄弟姉妹の受給申請書の写し	○	△	○	○	・兄弟姉妹も給付金を申請しており、生徒本人を第2子として申請する場合
7 在学証明書	○ (様式3-1)	○ (様式3-1)	○ (様式3-1)	○ (様式3-1)	・令和3年7月1日以降に発行されたもの ・学校指定様式を使用する場合は様式3の内容が確認できるもの
8 個人対象要件証明書	○	○	○	○	・令和3年7月1日以降に発行されたもの
9 扶養申立書	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	△ (様式4)	・健康保険証の写しで申請者と生徒の扶養関係が確認できない場合 ・国民健康保険に加入されている方
10 世帯全員の住民票記載事項証明書	○	○	○	○	・令和3年7月1日以降に発行されたもの
11 委任状・校長代理受領にかかる口座の申告書	△ (様式7-3)	△ (様式7-3)	△ (様式7-3)	△ (様式7-3)	・学校に給付金を代理受領してもらうことで、保護者等が負担する学校徴収金との相殺を希望する場合

※上記の書類以外にも、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。

【提出期限】 7月1日以前に家計急変が発生した場合 令和3年8月27日（金）
7月2日以降に家計急変が発生した場合 令和4年2月28日（月）※
※給付額は、原則、申請書の提出のあった日の属する月の翌月（申請書の提出のあった日が月の初日である場合は、申請書の提出のあった月）以降の月数に応じて算定した額となりますので、7月2日以降に家計急変した場合は、すみやかに申請書を提出してください。
期限を厳守してください。新型コロナウイルス感染症等の影響により書類提出が遅れる場合は、ご相談ください。

【提出・連絡先】 兵庫県教育委員会事務局財務課 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

☎078-3662-3882